

名護市地域公共交通協議会運賃協議分科会設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第9条第4項の規程に基づき、地域における住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線もしくは営業区域に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）についての協議およびその他調整を行うため、名護市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、名護市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の分科会として設置する組織及びその運営に関し、規約及び関係規程に定めるものの他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 本要綱による分科会は、次条の協議事項の協議等を行うため設置することとし、名称を名護市地域公共交通協議会運賃協議分科会（以下「分科会」という。）とする。

（協議事項）

第3条 分科会は、次に掲げる事項の協議等を行うものとする。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の運賃等に係る事項
- (2) 分科会の運営方法その他運賃分科会が必要と認める事項

（委員）

第4条 分科会の委員は、規約第5条の規定に基づき、協議会の会長から指名を受けた者により構成する。

- (1) 名護市長が指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- (3) 沖縄総合事務局運輸部長が指名する者
- (4) 住民の代表及び公共交通利用者の代表

（会議）

第5条 分科会の会議は、規約第8条の規定に準じるもののほか、会長が必要と認める場合も実施できるものとする。

(協議結果の取扱い)

第6条 分科会において協議が調った事項については、その結果を協議会に報告する。また、分科会の構成員である委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第7条 分科会の事務局は、規約第13条に準じることとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(附 則)

この要綱は、令和6年9月27日から施行する。